
○旭川市地籍調査成果等の閲覧・交付に関する要綱

平成21年3月30日土木部長決裁

平成25年4月15日一部改正

平成26年4月1日一部改正

令和元年7月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和8年2月2日一部改正

令和8年10月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により北海道知事から認証を受け、送付を受けた地籍調査の成果等（以下「成果品」という。）について、同法第21条第2項の規定に基づく成果品の保管及び閲覧・交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当課)

第2条 成果品の保管及び閲覧並びに写しの交付に関する事務は、土木部土木管理課（以下「担当課」という。）において行う。

(保管の期限)

第3条 成果品は、永久に保管するものとする。

(保管の要領及び取扱い)

第4条 成果品の保管及び取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 施錠ができる保管庫に格納しなければならない。
- (2) 担当課以外の場所に持ち出してはならない。
- (3) みだりにその内容に変更を加えてはならない。
- (4) 保管に当たっては、成果品保管台帳（様式第1号）を作成し、その保管状況を常に明らかにしておかなければならない。

(閲覧及び交付の場所)

第5条 成果品の閲覧及び写しの交付を行う場所は、土木管理課地籍調査係とする。

(閲覧及び写しの交付日時)

第6条 閲覧及び写しの交付を行う日時は、旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(閲覧及び交付の申請)

第7条 成果品を閲覧し、又は写しの交付を受けようとする者は、地籍調査成果等閲覧・交付申請書（様式第2号）に所定の事項を記入し、担当課に提出しなければならない。

(閲覧・交付ができる成果等)

第8条 旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号。以下「手数料条例」という。）

別表で定める地籍調査の成果等のうち、用紙の大きさが日本産業規格におけるA列3番以下の成果等とは、地積測量図（様式第3号）、地番連続図（様式第4号）（A列3番以下のものに限る。）とする。

- 2 旭川市手数料条例別表で定める地籍調査の成果等のうち、用紙の大きさが日本産業規格におけるA列3番を超える成果等とは、地番連続図（A列3番を超えるものに限る。）とする。

（登記完了までの取扱い）

第8条の2 国土調査法第20条第2項及び第3項の規定に基づく法務局の登記について、その完了が法務局から通知されるまでの間、交付する成果品には「（注意）本成果は北海道知事による認証を受け、法務局に送付済みですが、現時点で本成果の筆を含む事業区域内の登記が完了していないものです。」と付記し、成果品を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）にはこの旨を口頭で説明するものとする。

（閲覧上の注意）

第9条 閲覧者は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 成果品は、閲覧場所以外に持ち出すことができない。
- （2） 成果品は丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- （3） 閲覧場所において他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

（閲覧の終了）

第10条 閲覧者は、閲覧が終了したときは、直ちに成果品を返納しなければならない。

（閲覧の制限）

第11条 閲覧者が閲覧中第9条各号に違反し、指示に従わず、又は不適当な行為をしたときは、閲覧を中止し、又は禁止することができる。

（手数料の徴収）

第12条 閲覧又は写しの交付が終了したときは、閲覧又は写しの交付を申請した者（以下「申請者」という。）から、手数料条例の定めるところにより、手数料を徴収する。

- 2 手数料の徴収は、旭川市公法上の収入徴収に関する条例（昭和27年旭川市条例第16号。以下「収入徴収に関する条例」という。）第2条に規定する納額告知書の交付により行うか、旭川市会計規則（昭和39年旭川市規則第34号）第27条の規定により担当課において申請者に通知して行うものとする。

- 3 申請者は、前項の規定による納額告知書の交付を受けたときは納期限までに手数料を納付し、担当課において通知を受けたときは出納員等（物品出納員を除く。）に即納するものとする。

- 4 申請者が手数料を納期限までに納付せず、延滞し、又は滞納した場合については、収入徴収に関する条例及び旭川市公法上の収入徴収に関する条例施行規則（昭和38年旭川市規則第6号）の定めるところによる。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は土木部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 52 条第 2 項において取りまとめ作成する地籍図根三角点成果簿及び地籍図根三角点網図については、本市では国土交通省が平成 16 年度から 18 年度に実施した都市再生街区基本調査において街区基準点として整備していることから、本要綱の適用から除外するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の旭川市地籍調査成果等の閲覧・交付に関する要綱第 6 条の規定は、令和 8 年 11 月 2 日以降の申請に係る交付時間について適用し、同日前の申請に係る交付時間については、なお従前の例による。

(様式第 1 号)

成果品保管台帳

[illegible]

地籍調査成果等（閲覧・交付）申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

申請者 住 所 _____

申請者名 _____

（法人の場合）担当部署及び氏名

電話番号 _____

以下のとおり地籍調査の成果等の（閲覧・写しの交付）を申請します。

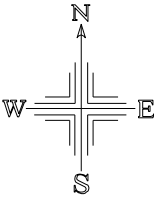
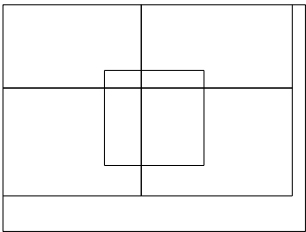
- 1 申請する成果等の土地の所在及び地番を記入してください。

--

- 2 必要とする成果等の□にレを入れ、成果等の閲覧又は交付の筆数を記入してください。

成果等の名称	交付用紙の大きさ	交付	交 付 手数料	閲覧	閲覧 手数料	※ 金額
☐ 地積測量図	A列3番以下	筆	1筆330円	筆	310円	円
☐ 地番連続図	A列3番以下	筆	1筆330円	筆	310円	円
	A列3番を超える	筆	1筆1,410円			
合計		筆		筆		円

※欄は記入しないでください。

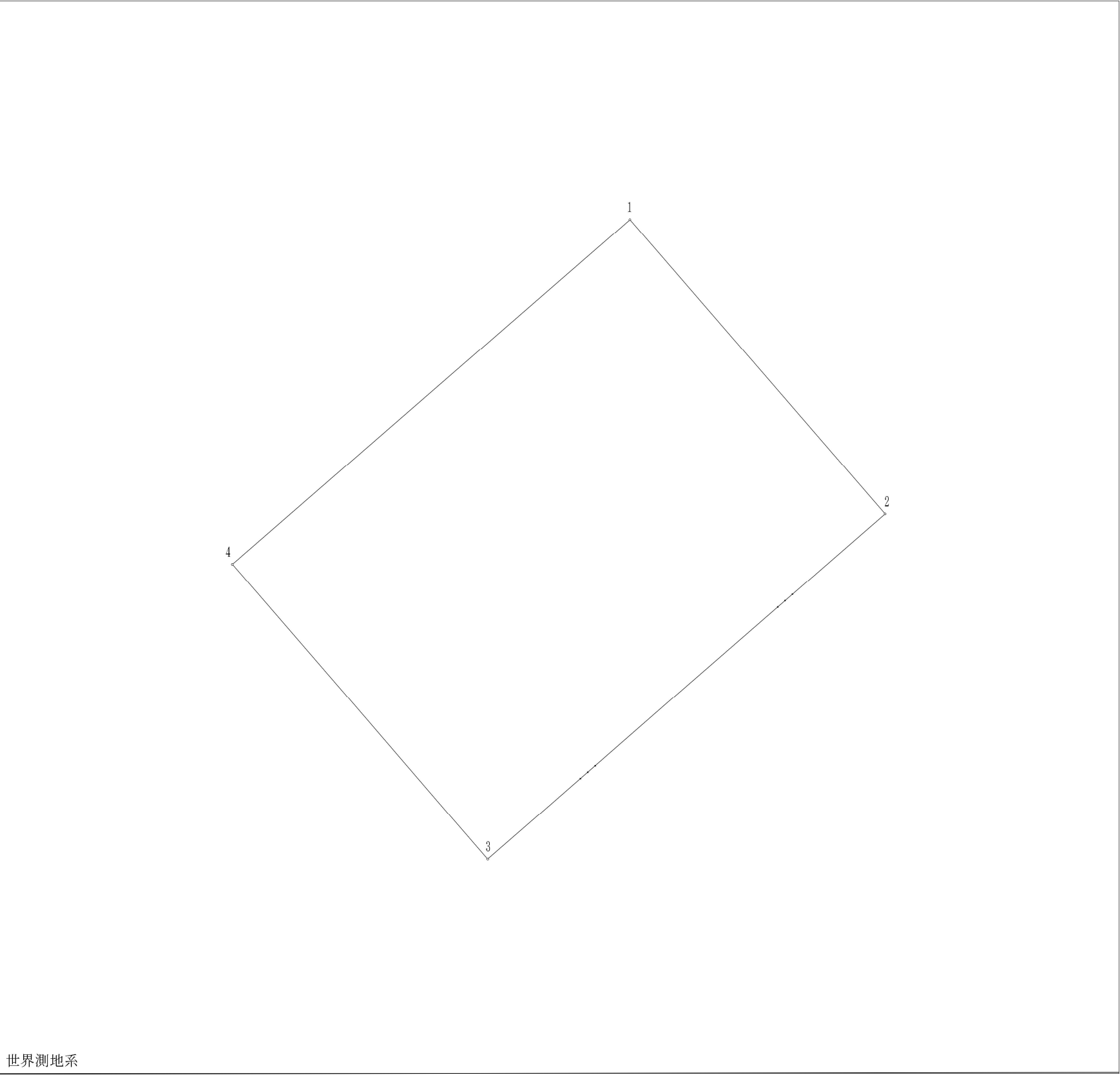


S = 1 : 5 0 0

地 積 測 量 図

地番一覧表				
所在				
地番				
計算面積 m ²				

所在				
No.	点番	X座標値	Y座標値	辺長 (m)
1				
2				
3				
4				



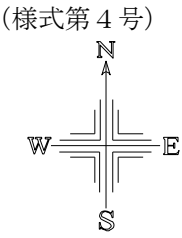
世界測地系

地籍調査の成果等の写しとして交付します。

(元号) 年 月 日

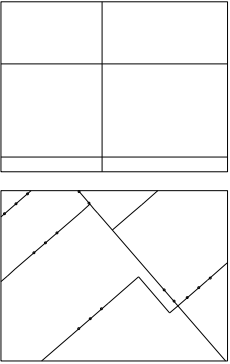
旭川市長 ○ ○ ○ ○

※ 図の情報は参考例であり、縮尺を任意で変更することができる。



1 : 1 0 0 0

地 番 連 続 図



地籍調査の成果等の写しとして交付します。
(元号) 年 月 日
旭川市長 ○ ○ ○ ○

※ 図の情報は参考例であり、縮尺や方位を任意で変更することができる。